

パブリックコメントによる意見及び市の考え方

- 1 パブリックコメント実施期間 令和4年12月6日（火）から令和5年1月4日（水）まで
- 2 意見数 5件（1名）
- 3 ご意見に対する市の考え方 次の表のとおり

| No | 項目等 | 意見内容 | 市の考え方 | 条例（案） 修正有無 |
|----|-----------|--|---|---------------|
| 1 | 条例制定の目的等 | 犯罪被害者等支援条例は、まだ制定されている自治体は多くないと認識しています。その中で、鎌ケ谷市で制定されることは、関係者の努力等によるもので、市民として誇らしくもあります。鎌ケ谷市民のための条例であると同時に、これから制定される自治体の見本となるべく、十分考慮されたものが制定されることを期待いたします。 | 犯罪被害者等支援条例の制定にご理解いただきありがとうございます。 条例制定に当たり、パブリックコメントを含め様々な方から頂戴したご意見を反映いたしました。 | 無 |
| 2 | 第2条（1）（2） | 第2条（1）（2）において犯罪行為、犯罪等を定義していますが、犯罪の定義は、刑法等の定義に準じて、条例であえて定義しないほうが、刑法等の犯罪の定義の変化に対して柔軟に対応できる条例になると思います。つまり、犯罪行為の定義を削除。犯罪等の定義を「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。」に修正。 | 第2条の犯罪行為及び犯罪等の定義について （1）の犯罪行為については、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第2条第1項と同じ規定内容としています。 （2）の犯罪等については、「犯罪被害者等基本法」第2条第1項と同じ規定内容としています。 | 無 |
| 3 | 第2条 | 特に現在社会は、SNS、インターネット等の誹謗中傷等による2次被害や、犯罪の要件にはならない誹謗中傷等の被害が無視できないのではないかと考えられます。基本理念、市及び市民の責務においても、これらをもっと強調した記載にすべきではないか。現時点で「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することなく」と記載されている部分をもう少し再犯罪、二次被害防止を明確に示すべきではないか。 (変更案) 二次的被害：犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。 再被害：犯罪等により被害を受けた者が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び被害を受けることをいう。市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けること並びに犯罪被害者等が受けた被害が潜在化することを防止すること。市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮し、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。 | 犯罪被害者等支援条例は、犯罪等を対象としているため、犯罪等の要件に該当しない行為は対象となりませんが、ご意見の二次的被害及び再被害については、ご意見の趣旨に鑑み条例の施行後の運用時において十分配慮いたします。 | 無 |

| No | 項目等 | 意見内容 | 市の考え方 | 条例（案） 修正有無 |
|----|------------|---|--|---------------|
| 4 | 第3条 | <p>第3条において、「平穏な生活を取り戻すまでの間適切に途切れることなく行われるものとする。」と非常に重要な点が記されている。しかし、一旦「平穏な生活を取り戻した」と思っても、二次被害及び再被害の可能性がある。これらへの考慮も明確に記載しておくべきではないか。</p> <p>例えば、以下を追加で記載。 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援を途切れることなく受けられるように講じられるだけでなく、平穏な生活を営むことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けることができるように講じられなければならない。</p> | <p>第3条は、犯罪被害者等支援条例の基本理念を簡潔に記載したものであるため、特定の行為、被害等は明示しませんが、ご意見の趣旨に鑑み条例の施行後の運用時において十分配慮いたします。</p> | 無 |
| 5 | 第4条 第6条 | <p>被害者が発生しないことがより望ましいし、発生した場合には適切に対応、支援が必要なことはいうまでもない。このため、SNS、インターネットなどの犯罪にはならない、いやがらせ、ストーカ又はDVのおそれ、並びに被害者等の支援のために、市は専門の職員を配置して支援すべきではないか。その職員は、さまざまな問題についての相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介し、手続を補助し、付添いおよび訪問を行う等必要な支援を行うとともに、支援に関する総合的な調整を行う。</p> | <p>市では、犯罪被害者等支援のための専門職員は配置しておりませんが、市職員は千葉県を担当部署が主催する研修に参加するなどにより、犯罪被害者等の支援を実施している千葉県警察本部の担当部署や千葉犯罪被害者支援センター等の関係機関等と連携、協力を行っております。条例の施行後においても、関係機関等と連携を強化し、研修等を通じて人材の育成を行ってまいります。</p> | 無 |